

令和2年第2回定例会

大江町議会会議録

令和2年 6月17日 開会

令和2年 6月18日 閉会

大江町議会

令和2年第2回大江町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (6月17日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○本会議に職務のため出席した者	5
○開会の宣告	6
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期決定の件	7
○行政報告	7
○報第4号の上程	12
○報告、質疑	12
○請願第1号の審査委員会付託	13
○議案の上程・審議	14
○議第40号～議第51号の一括上程	14
○提案理由の説明	14
○一般質問	16
土田 勵 一 君	17
○散会の宣告	28

第 2 号 (6月18日)

○議事日程	29
-------	----

○本日の会議に付した事件	29
○出席議員	30
○欠席議員	30
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	30
○本会議に職務のため出席した者	30
○開議の宣告	31
○議事日程の報告	31
○議第40号の説明、質疑、討論、採決	31
○議第41号～議第42号の説明、質疑、討論、採決	32
○議第43号の説明、質疑、討論、採決	35
○議第44号の説明、質疑、討論、採決	37
○議第45号の説明、質疑、討論、採決	38
○議第46号の説明、質疑、討論、採決	39
○議第47号の説明、質疑、討論、採決	41
○議第48号の説明、質疑、討論、採決	42
○議第49号の説明、質疑、討論、採決	43
○議第50号の説明、質疑、討論、採決	44
○議第51号の説明、質疑、討論、採決	61
○請願第1号の請願審査委員会報告、質疑、討論、採決	62
○日程の追加	63
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
○閉会の宣告	65
○署名議員	67

大江町告示第37号

令和2年第2回大江町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年6月12日

大江町長 松田清隆

1 日 時 令和2年6月17日 午前10時

2 場 所 大江町議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

不応招議員（なし）

令和2年第2回大江町議会定例会

議事日程(第1号)

令和2年6月17日(水)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 報第 4号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願
- 日程第 6 議第40号 大江町監査の執行に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議第41号 大江町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議第42号 大江町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議第43号 大江町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第44号 大江町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第45号 大江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第46号 大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第47号 大江町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第48号 大江町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第49号 大江町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第16 議第50号 令和2年度大江町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第17 議第51号 令和2年度大江町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 一般質問(1名)
 - 10番 土田勸一

- 学校給食費と少子化対策について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	教育長	犬飼藤男君
総務課長	五十嵐大朗君	政策推進課長	鈴木利通君
税務町民課長	阿部美代子君	健康福祉課長	伊藤修君
農林課長	秋場浩幸君	建設水道課長	櫻井洋志君
教育文化課長	西田正広君	会計管理者 兼出納室長	清水正紀君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、おはようございます。

本日の議会は、新型コロナウイルス感染症対策として、全員マスク等の着用での議会となりますので、どうぞよろしくご協力のほどお願いいたします。

なお、暑い方は上着を脱ぐこと、また議場内での写真撮影を許可します。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回大江町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

2番 菊地邦弘君

4番 櫻井和彦君

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（菊地勝秀君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会での協議に基づき、本日から18日までの2日間にした
いと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から18日までの2日に決定しました。

◎行政報告

○議長（菊地勝秀君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 私のほうから、4点について行政報告を申し上げたいというふうに思
います。

1番目に、令和3年度の職員採用に向けて実施する今年度の大江町職員採用試験について
ご報告をいたします。

募集する職種につきましては、上級及び初級の一般行政職と土木行政職に加え、保健師を
募集いたします。なお、今年度も社会人経験枠を設けることといたしております。

令和2年度末の定年退職予定者は1名となっております。ここ数年、採用者数が予定して
いた人数に達していないことや、6年後に7名、7年後にも5名の多数の定年退職予定者が
いる年度が控えていることなども踏まえ、中長期的な視野に立って、退職者数を上回る人数
を確保したいというふうに考えております。

受験資格についてであります。昨年と同様に全ての職種において住所要件は課さないこ
とといたします。なお、年齢・資格要件につきましては、社会人経験を除く上級職は大学卒

業程度の学力を有する方で、年度末の年齢が22歳以上30歳未満とし、初級職は高校卒業程度の学力を有する方で、年度末の年齢が18歳以上30歳未満としたところであります。

また、社会人経験の受験資格については、学歴は問わないものの、正規の社員、職員として同一職場に3年以上の勤務経験がある者で、年度末の年齢が30歳以上40歳未満としたところであります。

採用予定人数は、上級、初級、社会人経験の各資格区分を合わせて、一般行政職を若干名、土木行政職を1名の予定です。

保健師に関しましては1名の予定で、年度末の年齢が30歳未満、保健師の資格を有する方、または取得見込みの方としております。

新型コロナウイルスの影響が心配される中、高校卒業者の採用選考資格日が例年より1か月程度遅くなるとの情報もあります。一次試験日についても、例年の9月20日前後の実施から10月中旬頃への変更など、検討しなければならない現状がございます。

詳しくは、近日中に試験案内を町のホームページに掲載するとともに、6月25日発送のお知らせ版にも募集に関する記事を掲載して周知を図ってまいります。

2つ目、次に令和3年度西村山地方開発重要事業要望事項についてご報告いたします。

西村山の1市4町で組織する西村山地方総合開発推進委員会及び西村山地方議長協議会では、国の予算編成時期に併せ、県に対して管内における重要事業の要望活動を行っており、今年度については8月中旬頃に県への要望を行うことにしております。

令和3年度の重要事業要望事項につきましては、各市町での要望事項を限定し、政策的な要望、個別的な要望、2つに分けて要望することになりますが、大江町では政策的な要望として、市町村道の冬期間交通の確保に対する支援の強化や稲作経営安定に向けた支援の強化、朝日連峰の登山口の整備拡充など5項目、個別的な要望として主要地方道大江西川線及び地方道の整備促進や川に親しめる河川整備、県立左沢高等学校の教育環境の充実など5項目として、全10項目の要望事項を提出しております。

なお、各市町から提出のあった要望事項を西村山地方総合開発委員会で取りまとめすることになりますが、他市町で提出した要望事項に本町が関係している項目がある場合については、各市町間の調整をすることになりますので、あらかじめご了承願いたいと思います。

詳細につきましては、お手元に資料1として配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

次に、株式会社大江町産業振興公社の決算報告並びに事業計画についてご報告いたします。

資料2をご覧ください。

先般、株式会社大江町産業振興公社の第25期営業年度決算報告並びに第26期経営計画が大江町産業振興公社より本職宛てに提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、本定例会に関係書類を提出したものでございます。

第25期営業年度の決算につきましては、5月25日、同公社の監査を経て、28日の取締役会並びに株主総会において承認されたものであります。

1ページをお開きください。

公社からの報告によりますと、隣接市町との集客競争の激化や人口減少などにより、依然として経営環境は厳しい状況であるとお聞きしております。

今期においては、温泉施設の利用者が例年より3万6,000人ほどの減となりました。今年に入ってからは、新型コロナウイルス感染者が全国的に拡大したことに伴う各種イベントの自粛要請などにより、日帰り温泉利用者や宿泊の利用者が減ったものと思われまます。また、一般管理費においては、経費削減に努めたものの、消費税の引上げに伴う消費税納付額の増加と公共料金などの値上げによる増加や、機械設備点検料の支出増加により、経常利益は昨年に引き続き赤字となっております。

2ページ中段をご覧ください。

公社で管理している施設全体の年間利用者数についてであります。前年より約3万1,000人減、約57万4,000人となりました。売上げは2億6,800万円、前年比で約79万円の増、前年の100.3%となります。温泉施設では約55万3,000人、前年対比で3万6,000人の減、前年の93.8%となりました。

8ページをお開き願います。

今期の損益計算であります。当期純損失として最後の行に記載のとおり、約646万2,000円の損失となりました。

12ページのほうをご覧ください。

剰余金処分についてであります。前期繰越利益剰余金1,025万8,697円から当期欠損金646万2,311円を差し引き、当期末処分利益金は379万6,386円となっており、これを次期繰越利益金としております。

次に、第26期の事業計画についてであります。14ページをお開きください。

下の段から、重点実施事項にもありますように、今期においても心からのもてなしで顧客の満足度の向上を図るとともに、一施設一企画で新規の顧客の獲得に努めるほか、町産品の

PRを積極的に展開し、販売拡大を目指すとしております。これにより、15ページの経営指標にありますように、全施設の売上げ目標を2億5,956万4,000円、来館者目標を58万3,100人、利益目標を71万8,000円としております。

ただ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長引くことが見込まれる中、公社経営についても厳しい状況が予想されますが、健全経営となるよう引き続き指導してまいり所存であります。今後とも、公社施設の利用拡大にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、社会福祉法人峻嶺会の決算報告並びに事業計画についてご報告を申し上げます。

先般、社会福祉法人峻嶺会の令和元年度の決算報告並びに令和2年度の事業計画が、峻嶺会理事長より本職宛てに提出されましたので、本定例会においてご報告させていただくものであります。

令和元年度は、にじいろ保育園として統合後2年目の年であり、園児117名を迎えて、全職員が園児の安心・安全な園内活動を第一に掲げて、保育環境の充実に努めてまいりました。特に、新型コロナウイルス感染症については、施設内の消毒など感染防止に万全を尽くしながら、保護者へ園児の登園自粛の協力を依頼するとともに、職員自らも不要不急の外出を避けるなど日常的な感染防止対策を施したことにより、一人の感染者も出すことなく保育を継続できたことに安堵しているところでございます。

保育所運営につきましては、町内唯一の町立保育園として、子どもたちの健やかな成長を願う保護者や地域住民の期待に応えられるよう、職員間の協調性を高めながら、特に家庭や地域との信頼関係構築に重点を置いた保育所運営に努めました。

また、園の保育方針に基づく重点的な取組といたしましては、昨年度に引き続き、広い恵まれた施設の特色を生かした保育や、地域の高齢者との交流、さらには山里交流館やまさあ〜べでの園外保育に加え、英語教室の開催など特色ある保育活動に取り組んできたところでございます。

次に、法人運営に係る決算についてご報告いたします。なお、決算額については1,000円未満を四捨五入し、1,000円単位で述べさせていただきます。

資料3の2ページ、にじいろ保育園拠点区分資金収支計算書の決算の欄をご覧ください。

初めに、事業活動による収支の収入の主なものとして、上から3段目の補助金事業収入（公費）が91万8,000円及び5段目にあります受託事業収入（一般）123万4,000円は、昨年10月から実施された幼児教育無償化に伴い、保護者負担とされていた副食費に対する町から

の補助金及び保護者負担金であり、これに伴い4段目の受託事業収入（公費）である町からの指定管理料8,820万円は、前年度決算額と比較いたしまして180万円の減額となっております。

また、支出の主なものとして、支出欄の上段の職員給与等の人件費が5,923万4,000円で、費用全体の70.9%を占めております。

3ページをご覧ください。

下から3段目の当期資金収支差額合計では731万5,000円となり、翌年度繰越額としての当期末支払資金残高は1,860万1,000円となりました。なお、当期末支払資金残高が予算と比較して約280万円の増となっておりますが、要因としては、人件費において一定の正規保育士を確保できなかったため、保育補助員の給与を抑制できたこと及び園児数の減少により給食費や水道光熱水費などの事業費支出が減額になったことによるものであります。

なお、翌年度への繰越額の主な使途につきましては、現保育士の定期昇給及び新規採用保育士の人件費に充てるほか、将来の大規模改修に向けて預金に積み立てたいと考えております。

次に、8ページのにじいろ保育園拠点区分貸借対照表をご覧ください。

右側の下の段になりますが、純資産は企業会計における自己資本に該当するものであり、純資産のうち基本金2,050万円は、平成29年度に町から支出した法人基本財産等出捐金のうち、法人事務費を除いた基本財産1,000万円と運転資金1,050万円の合計額となっております。

最後に、令和2年度の事業計画についてご説明いたしますので、10ページのほうをご覧ください。

令和2年度においては、1の保育理念にもあるとおり、乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基盤を培う重要な時期であります。地域社会の協力の下、保育園と家庭が車の両輪となって豊かな人間性を持った子どもの育成に努めてまいります。

また、職員においては、共に支え合う「共生」を保育活動の根底に置き、子どもや保護者に耳を傾けるとともに、心を寄せ合える職場環境を目指してまいります。

なお、今年度で保育園設立後3年目を迎えることとなりますが、今後も町と峻嶺会が一丸となって、円滑な保育園運営業務と一層の保育活動の充実に努めてまいりますので、引き続き町の保育行政に対してご理解とご協力をお願いいたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） これで行政報告は終わりました。

◎報第4号の上程

○議長（菊地勝秀君） 日程第4、報第4号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

◎報告、質疑

○議長（菊地勝秀君） 町長の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、報第4号 繰越明許費繰越計算書についてご報告いたします。

本件は、令和2年第1回議会定例会においてご可決いただいております令和元年度大江町一般会計補正予算（第5号）の繰越明許費に係る歳出予算のうち、翌年度に繰り越した実際の予算額を、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、一般会計の農業用ため池ハザードマップ作成事業をはじめ、健康温泉館改修事業や町道藤田堂屋敷線の道路改良事業、町道沢口勝生線の舗装補修事業及び町道貫見旧道線ののり面補修事業でありまして、物件移転などにより年度内の事業完了が困難となったことによるものであります。

なお、繰越事業名及び繰越額、財源内訳につきましては、別紙令和元年度大江町繰越明許費繰越計算書に記載のとおりでありますので、ご覧いただきたいと存じます。

よろしく申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 報第4号についての質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで報告は終わりました。

◎請願第1号の審査委員会付託

○議長（菊地勝秀君） 日程第5、請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

1番、橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） おはようございます。

それでは、請願第1号についてご説明いたします。

件名、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願です。

請願者は山形県教職員組合西北村山地区支部、支部長、小林利之様です。

請願趣旨については皆様へ配付のとおりであります。

小学校では、今年度から英語の教育が必修となり、授業時間数も増加しなければならない中で、1学級当たりの児童・生徒数や教員1人当たりの児童・生徒数が多くなっていること、いじめ、不登校などの課題もあり、学校の状況は複雑化、困難化し、学校に求められる役割は拡大しています。

さらに、新型コロナウイルス対策による全国的な休校措置の対応や、感染症対策のための消毒作業など様々な業務によって、先生方の負担は増加しています。一人一人の子どもたちへのきめ細やかな対応や、学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員の定数改善が不可欠であると考えます。

また、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたままとなっています。国庫負担率を2分の1に戻していただきたいという内容です。

審議いただき、ご採択くださいますようお願い申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 質疑、討論を省略し、お諮りします。

請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願については、これを総務文教常任委員会に付託の上、審査することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本請願については総務文教常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

◎議案の上程・審議

○議長（菊地勝秀君） お諮りします。

議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

よって、事前に配付されている議案書の朗読は省略いたします。

◎議第40号～議第51号の一括上程

○議長（菊地勝秀君） 日程第6、議第40号 大江町監査の執行に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第17、議第51号 令和2年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）までの議案12件を一括議題とします。

◎提案理由の説明

○議長（菊地勝秀君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、議第40号から議第51号までの条例の一部改正9件、計画の一部変更1件、補正予算2件、合わせて12議案について一括してご説明を申し上げます。

議第40号 大江町監査の執行に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、本条例で引用している条文にずれが生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

議第41号 大江町税条例の一部を改正する条例の制定及び議第42号 大江町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定、2件は共に新型コロナウイルス感染症などの影響に対応す

るため、令和2年4月30日に地方税法などの一部が改正されたことに伴い、それぞれの条例の一部を改正するものであります。

議第43号であります。大江町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした給与などの支払いを受けている被保険者に対し傷病手当金を支給するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第44号 大江町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定は、山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議第45号 大江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設などの運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことから、本条例についても所要の改正を行うものであります。

次に、議第46号 大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことから、本条例についても所要の改正を行うものでございます。

議第47号 大江町介護保険条例の一部を改正する条例の制定は、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年1月1日から施行されることに伴い、本条例についても所要の改正を行うものであります。

次に、議第48号 大江町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定は、地方自治法の一部改正に伴い、引用条項の条ずれが生じたため、本条例の一部を改正するものです。

次に、議第49号 大江町過疎地域自立促進計画の一部変更についてであります。現在の大江町過疎地域自立促進計画は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき平成28年に作成したものであります。

これまで、本計画に基づき各種過疎対策事業を実施してまいりましたが、西村山広域行政事務組合が施行する老人福祉施設整備事業及び令和2年度までの計画期間となっている下水道事業計画の変更計画策定事業について、過疎対策事業債を活用する見通しとなったことから、本計画に掲載する必要が生じたため、その他事業と併せて計画の一部を変更するものであります。

議第50号 令和2年度大江町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、町内の経済活動の活性化と消費喚起を図るため、プレミアム付き商品券の発行事業費をはじめ、感染症予防対策として、保育施設や学校施設、高齢者施設や観光案内所などへの補助金などを計上いたしました。また、法改正に伴う各種システムの改修費のほか、コミュニティ助成事業費など、今後の事務事業に支障を来すことがないように予算編成を行ったものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,960万円を追加し、今後の予算総額を58億8,100万円とするものです。

議第51号 令和2年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、議第43号の条例改正で新設いたします傷病手当金について追加するものです。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ100万円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を8億1,450万円とするものです。

以上、12議案について一括してご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より後に説明させていただきますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 以上で提案理由の説明を終わります。

10時50分まで休憩とします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時50分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎一般質問

○議長（菊地勝秀君） 日程第18、一般質問を行います。

一般質問の時間は、会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡明にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、

議事の進行にご協力のほどをお願いします。

質問席と町長席、教育長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告のあった質問を許可します。

◇ 土 田 勵 一 君

○議長（菊地勝秀君） 10番、土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 10番、土田勵一です。

学校給食費と少子化対策について伺います。

学校給食につきましては教育長に、給食費用につきましては少子化対策と関連しますので町長に伺います。

核家族化等に伴いまして、赤ちゃんは少なくなって、少子高齢化と言われるようになりましたのは平成12年頃と記憶しております。大江町の人口は、平成16年2月1日現在で1万220人、ゼロ歳児57人、1歳児73人。令和元年度末で7,951人、ゼロ歳児は24人、1歳児は36人です。

ここ数年、生まれました赤ちゃんは減少しておりまして、平成27年度41人、28年度45人、29年度39人、30年度32人、令和元年度につきましては23人。1クラスの数で、危機的状況であります。ここ5年間の数字を見ますと、たまたま令和元年度だけが少ないとは言えません。最も新しい令和2年度6月15日現在、生まれました赤ちゃんは5人です。

少子化対策としまして考えられますものは、郷土愛や愛着心を育む政策、学校給食費完全無償化、幼児教育費支援、出生祝い金、若者の転出を防ぐ施策、学童保育への支援、保育施設の充実、町外に進学、就職する若者の地元回帰を促す施策、働く職場と雇用の確保、3世代同居、医療施設の充実、早期結婚などが上げられます。

その中の出生祝い金につきましては、1万円からスタートし3万円商品券に、今年度から3万円増額し6万円商品券となっております。

昨年度から実施されました幼児給食費支援事業につきましては、昨年度は5歳児及び18歳未満の子どもがいる世帯の第3子以降の子どもを対象に副食費を無償化しておりましたが、今年度からは対象者を拡大し、3歳から5歳児の副食費を無償化しております。この出生祝い金増額と幼児給食費支援事業につきましては、高く評価しているところであります。

保育施設の充実につきましては身の丈に合った施設を整備されておりまして、それなりに充実されているものと思っております。

少子化対策につきましては、実施すればすぐ効果が現れるものではありませんし、費用対効果を考えますと消極的になってしまいますけれども、手をこまねいて見ているわけにもいきません。したがって、ただいま申し上げましたとおり、考えられます施策は1つずつ潰していくしかありません。行政としまして、現時点では最も手っ取り早い適切な策は学校給食費完全無償化しか見当たりませんし、補正予算を可決していただければ、翌日から実施できます。

町は、これまで少子化対策の一環として、学校給食費無償化を保護者の経済的負担軽減策と捉えていただいております。段階的に小学6年から中学3年まで無償化されております。これをさらに発展させ、小学1年から5年の給食費を無償化し、学校給食費完全無償化にすべきと思っておりました。以後は完全無償化といたします。

費用対応を考えますと、厳しいのであれば、学年によっては不公平にはなると思えますけれども、1段階としまして小学1年から3年を無償化に、2段階としまして小学4年から5年を無償化にする、逆に1段階としまして小学4年から5年を無償化に、2段階としまして小学1年から3年を無償化にする方法もありますけれども、今はそんな状況ではないと思っております。

今回の新型コロナウイルス感染症対応によりまして、非正規社員、臨時職員、パート・アルバイト従業員など立場の弱い方々や自営業者を含め、休業等により収入は減少し、お子さんを持つ保護者にとっては厳しい状況と察しているところであります。また、新型コロナウイルスの影響を受け、厳しい状況を踏まえますと、今年度、来年度につきましても少子化はさらに進み、10人台まで落ち込むかもしれません。そんなことを考えますと、今が一番大切な時期であり、一刻の猶予も許されません。また、このまま赤ちゃん、子どもが少なくなると、幼稚園、保育園、小学校、中学校の将来はどうなるのか考えますとぞっといたします。完全無償化となりますと、費用はかかりますけれども、危機的状況であることから、赤ちゃんは町の宝でありますと町民の方々に丁寧に説明していただければ、理解し納得していただけるものと思っております。

現在、分譲中のあおぞら住宅団地に関しましても、完全無償化は町外から移住していただける大きな宣伝、アピールにもなりますし、大きな目玉にもなるものと思われまます。保護者の経済的負担軽減策につきましては、これまでも少子化対策の一環と捉えていただいております。

ますし、今年度内の早いうちに完全無償化を実施すべきと考えております。

少子化対策は、早ければ早いほど効果は上がるのは間違いありませんし、手遅れになってからでは後の祭りであります。町民の皆さんに、前年度に生まれました赤ちゃんは23人ですよと話しますと、がっかりし驚くばかりであります。少子化対策につきましては、これまでも審議、議論を重ねてまいりましたし、予算がどうのこうのと言っている時期はもう過ぎたものと思っております。

したがって、これまで実施してまいりました段階的無償化を発展させ、完全無償化にすべき時期に来ているのではないのでしょうか。完全無償化につきましては、現時点では最も適切な策と思っておりますし、補正予算を可決していただければ翌月から実施できるわけがあります。

最後にいたします。少子化は進み、このままずるずると行きますと大変なことになるし、町のイメージダウンにもなってしまいます。また、赤ちゃんや子どもが少なくなりますと、町は寂しくなり、町全体の力は弱まり衰退してしまいます。令和5年度末時点には平成27年度並みの40人を目標に向け、すぐにでも完全無償化を強く望むものであります。

松田町長は、最重要課題として「子どもたちは未来の宝であり、充実した子育て・教育の環境づくりを目指します」と抱負を述べられております。完全無償化は少子化対策の一環でありまして、税金、お金のばらまきではありませんし、悩んでいる場合ではありません。

最も新しい令和2年度6月15日現在で生まれました赤ちゃんは5人です。したがって、緊急事態を真摯に受け止めていただいて、保護者の経済的負担軽減策、学校給食費完全無償化を早急に決断していただいて、早急に補正予算を組んでいただいて、早急の実施すべきと切に望んでいるところであります。

教育長、町長、いかがでしょうか。

以上であります。

○議長（菊地勝秀君） 町長と教育長の答弁を求めます。

最初に、松田町長。

○町長（松田清隆君） 土田議員のご質問にお答えしたいと思いますが、私のほうからは、初めに少子化対策についてというふうなことでございましたので、現在の環境なども含めて考え方を述べさせていただきたいと思っております。

大江町では、人口ビジョンを踏まえた第2期大江町まち・ひと・しごと創生総合戦略を昨年度末に策定をしてございます。この中で、人口の将来展望としては、人口の減少は避けら

れず、特に若い女性の転出超過による影響が大きく、合計特殊出生率を上げるなどの自然増対策の効果が限定的な状況であり、若い世代の定住対策など社会増対策が重要だというふうにしてございます。また、当面の人口減少は避けられないことから、人口の社会増や自然増に向けた積極戦略に加え、人口減少、高齢化社会に対応した調整戦略がより重要になってくるといふふうに思います。

このことから、第1期総合戦略の評価検証を踏まえた第2期の総合戦略では、若い世代の働きやすい職場づくりの推進を目指した施策を追加し、交流人口を関係人口に発展させ、移住定住の裾野を広げる施策などを掲げております。

また、これまでの少子化対策につきましては、結婚から出産、そして子育ての環境整備を進めることで、安心して大江町で暮らしていけるよう、ハード面、そしてソフト面の両方から様々な施策を行ってまいりました。例えば、ハード面などでは、いち早い小・中学校へのエアコンの完備や、統合保育園としてにじいろ保育園、そして併設している子育て支援センターのぱれっと、そして新しい中央公民館には子どもたちが勉強しやすい、町民が利用しやすい図書館の整備というふうなことで、多くの町民の方々に親しまれているような環境整備をしてきました。

そして、子育て世代の町内定住を目指した住宅団地の造成では、現在、あおぞら団地の分譲に取り組んでいるところであります。現在、19区画のうち9区画が分譲されて、ご覧のとおり住宅も建ち始め、入居される方も間もなくなのかなというふうな状況にございます。

ほか、ソフト面については、様々、議員のほうからも今ありましたが、保護者の多様なニーズに応えるための低年齢児保育、そして延長保育、一時預かりなど、様々な方と連携をしながら実施してきました。また、幼児給食費の無償化につきましては、今年度から対象者を拡大し、3歳から5歳児、全ての副食費を無償化してございます。また、学校給食費の部分については、先ほど議員からあったとおりでございますが、ほかにも小・中学生の医療費無償化に加えて、昨年度からは高校生までの医療費の無償化などもして、保護者の経済的負担軽減というふうな意味では進めてきたところでございます。

また、子育ての部分では、高校、大学というふうなことの就学に係る負担の軽減、負担を支援するための奨学金の制度、また県と連携した返還の支援、放課後子ども教室における充実、子どもたちが生き生きと、そして保護者が安心して子育てに励んでいただけるような施策を現在実行中であるというふうなことでございます。

こうした町独自の施策を進めてきたわけでございますが、ここ数年の出生者数は減少して

おり、議員ご指摘のように少子化対策は本町において最重要課題であると認識している考えは同じでございます。このため、今年度、健康福祉課内に新たに設置した子育て推進室を中心に、子どもを産み育てやすい環境づくりには何が必要なのか、子育てに関して保護者が何を求めているのかなどについて、全庁的に検討しながら本町独自の特色ある少子化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

学校給食費の完全無償化の提案につきましては、少子化対策のための子育て施策の一つの手段としては、議員の思いと同じような考え方を持ち合わせているところであります。大江町の少子化対策については、先ほど申し上げました若い世代の定住対策などの社会増の対策等を含めて、限りある町の予算の中で、何を優先し、何を取り組んでいかなければならないのか考えなければならないと思っております。

なお、具体的な学校給食の考え方につきましては、教育長のほうから答弁させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 続きまして、教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 最初に、コロナ感染症対策で休業を余儀なくされた学校も順調に再開されまして、マスクの使い方や3密を避ける努力をしながら、平常な教育活動に戻りつつあるということ、まず冒頭、ご報告申し上げたいというふうに思います。

土田議員のご質問にお答えをいたします。

学校給食の無償化については、平成29年度の定例会においても土田議員より「第3子以降の小・中学校の給食費無償化について」というご質問をいただいております。当時の給食費無償化の考え方としては、進学のために教育費がかさむ小学校6年生、中学校3年生を対象に、子育て世代が抱えている経済的負担を軽減し、子育て環境の整備を図ることを目的として、地方創生の期間に併せて平成29年度から3年間限定して実施していこうというものであります。議員各位のご理解をいただき、小学校分で275万円、中学校分で370万円、合計645万円の事業費で、全て一般財源で実施させていただいたのが出発点となっております。

その後、平成30年度からは無償化の事業を中学校全学年に拡大し、併せて食の大切さを中学生自身が自覚する稲作体験等を実施し、自分たちで作った米を給食で使うという取組を実施してまいったところです。

土田議員おっしゃるとおり、子どもは町の宝であり、将来の大江町を担う大切な子どもたちであります。しかし、親にしてみれば、子育てには相当の経済的負担が生じているのも事

実であります。したがって、当初予定していた3年間に限った無償化を見直して、保護者やご家庭の負担を少しでも軽減すべく、今年度も引き続き、小学校6年生と中学校全員の給食費無償化に取り組んでいるところであります。

私の手元に、文部科学省で行った子供の学習費調査というものがありますが、平成30年度の調査結果を見てみますと、小学校から高等学校までの12年間において、公立の学校に通った場合ですけれども、学校教育費、給食費、学校外活動費を含めた学習費総額は約477万円かかるとしており、これは子ども1人だけの話ですので、子どもが多くなればそれだけ教育費がかさむということになります。本町における遠足代、修学旅行代、PTA会費、給食費など、学校集金として集金しているものは学年によって違いますが、平均して小学校は1年間で約8万7,000円、そのうち給食費は約5万4,000円、中学校の学校集金は、給食費は無償になっておりますが、それでも小学校よりは増えて1年間で約7万5,000円となっております。

土田委員からご提案いただきました給食費完全無償化の導入につきましては、今後の教育の在り方と、それぞれのご家庭における経済的な負担の状況や見通しなどを考慮しながら、教育委員会内で検討してまいったところです。その経過の中で、金額的な面のみを考えると、大江町の全ての小・中学生の給食費の無償化を行った場合は、毎年度2,830万円程度の予算を要し、現在よりも約1,600万円の追加予算が必要となる計算となりました。

一方、新型コロナウイルス感染の影響により、今般、オンライン授業の必要性なども取り沙汰され、国は全ての児童・生徒1人1台のタブレットの整備を本年度中に実施したいとの考え方を示しております。これらの施策に対応するためには、国の補助を充当したとしても相当額の財政負担が生じることは想像に難くありません。したがって、今後はこれらのICT教育の充実を図りつつ、一方では年々増加する保護者の教育の負担軽減に努めていかなければならないという新しい局面が生まれている状況であります。

土田議員がおっしゃるとおり、少子化対策の中の一つの手段として給食費完全無償化が重要であること、また今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴う世帯の収入が減少しているご家庭などの対応策としても、保護者の経済的負担軽減が重要であることは承知しておりますし、社会の変化に伴い、家庭の状況も以前より独り親世帯、あるいは低収入の家庭なども少しずつ増えている状況であります。そんな中で、給食費を無償化にしていく方向は、保護者を支援すること、ひいては子どもたちを守ることにつながるものと捉えておりますが、施策の推進に当たっては、財源の確保という点や、緊急を要する事業の優先的な執行が求め

られており、町長、事務局とも連携、調整を図りながらさらに検討する必要があると、このように考えているところであります。

本町では、時代がいかに変わろうと、子どもたちは未来の宝であり、その子どもたちのためには充実した子育て、教育の環境を整えることは私たちに課せられた課題であると考えており、子どもたちの生きる力を育み、将来にわたって心豊かな生活が送れるよう心を砕いて教育行政を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思っています。

○議長（菊地勝秀君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 町長と教育長、どうも答弁ありがとうございます。

ごもっともな答弁です。今、1,600万と言いましたので、1,600万円は以前から分かっておりまして、それはそれなりの金額が示されていたわけなんですよ。その金額は、今の状況からどうかといいますと、なかなかコロナウイルス禍で今のところはちょっと厳しいかもしれません。

でも、近い将来のことを考えますと、一番大切なのは今なんじゃないかなという気がしてならないんですよ。今、一番厳しいところで、なかなか子どもさんも生まれにくいような状態になっていまして、だからこれはいつからとかなんとかというよりも、やはり今が大切なんだというような私の思いもありまして、この質問をさせていただきました。

実は、この文章自体は、大体1年前の文章なんです。それが、大体このような状態になるんじゃないかなと思ひまして、文型はそれなりに作ってきました。やっぱり、このようになったかなと、こういうように思っていたわけなんです。なかなか昨年度は子どもが生まれにくいということで、すごく心配はしていたんですが、やっぱり32人から23人にいきなり下がってきたということで、これはまずいなということで、今、コロナの状態でどうかなとは思いましたのですが、今が適切な状況なんじゃないかなと思って、私は質問させていただきました。

これは、今、ITというものもありましたので、学校給食の中身も大分変わってくるんじゃないかなというふうな私も理解をしております。それはそれで、恐らく進めていかなければならない一つの課題でありまして、だからといってそのほかに何がやれるんだかといいますと、やはり私からしますと手っ取り早い学校給食費だと思っています。

1,600万というお話、ございましたけれども、以前も段階的なもので進めていただいていた。必ずしも今回、皆、扱えというわけでもないの、私は、提案するように2段階に

分けてもいいと、あるいは3段階もあり得るかもしれません。これは、私は、先ほど答弁にもあったように、ご無理ごもつともなことでありまして、それは私は否定はいたしません。そういうことを考えますと、教育長もご無理ごもつともな答弁でありましたので、それなりに私は理解しております。町長も似たり寄つたりの、今、答弁なんです、私も無理難題なことを言うつもりはありませんし。ただ、今、ここに来て一番つらい状態になっているだけに、私は心配しているわけでありまして。

町長、どうですか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 私も、町長に立候補するに当たり、先ほど紹介がありましたとおり、子育て環境というふうなものを重要視したというふうなこと、あともう一つは、申し上げてきたのは、やはり今、土田議員が言われた昨年の20人ちょっとというような数字については大変な危機感を持っているので、その辺が大きな課題になってくるというふうに意識していますので、何とかしなければならぬというふうなことはずっと申し上げてきました。

なので、そこの部分をどのように組み立てていって、出生者、または子どもの数、人口というふうなことでつなげていけるのかというふうなところを点検しなければならないというふうな思いで、先ほど申し上げた子育て支援室というふうなものを立ち上げながら、様々な対応策、他の市町村でもやられている対応策があると思います。

その中で、どれをセレクトしてどれにお金をかけていくかというふうなことは、学校給食のお話をいただきましたが、それも大変重要なことだというふうに思っていますし、それが特効薬になるのかならないのかというふうなところの順位づけを考えながら進めないと、町の財政としても、なかなか先ほどの数字を聞いていただいたとおり厳しい部分も出てくるというふうな意味合いで、例えばコロナ禍の中で給食費というふうなことをやられている市町村もあるようです。その辺の対応なども点検したいというふうに思っていますし、今すぐ給食費の部分で、これをどんというふうな格好で進めるといふふうなところには、私自身の考え、今ちょっと至っていないので、点検をしながら進めたいというふうに思っております。

どっちにしても優先度をどれにするかというふうなことを十分検証した中で進めたいというふうに考えております。

○議長（菊地勝秀君） 土田勸一君。

○10番（土田勸一君） ありがとうございます。

やはり、ご無理ごもつともな答弁なんです、分かります、それで結構です、間違ってい

ないので。

ただ、順番をつけるというのは、今の現状ですとなかなか判断ができないんですよ、町長。恐らく、なかなか判断できないと思っています。

私、言うのは、恐らくごり押し、若干あるかと思imasのであれなんです、やればやっただけのものが、なかなかすぐ出るといものが、どっちにしましても項目が多いだけに必ずというものはないですね。だから、あんたこれやってみなさいといっても、なかなか効果があつという間に出るわけでもないし、だから相当、この質問自体もつらいんですが、答弁をするほうもつらいんですよ、これは分かります。確かにつらいんですよ。

順番的にどれをやっているのか、これもやっぱり難しくて、分かりやすく言いますと、お金は最初から動くのか、それともやっぱり物の考え方を、やっぱり子どものために、あと10年後にはどうなっているのかを考えるのか、これ2つしかないんですよ。または、同時に進行する、これしかないの。

だから、何をというよりも、やっぱり二股じゃないんですよけれども同時進行しないとまずいのかなと私は思っているんですよ。私は、人間的には10年後のことを、私も考えているので、常に。自分の生き方も10年後にはどうなっているのかなと。町長も10年後にはどうなっているのかなと、あとお子さんは10年後にはどうなっているのかなと。10年後です、10年後。だから、今やらなくて10年後に待っていてどうかなるといのは、もう間違いかもしれせん。今、やってないと10年後にはないのかなと、こういうふうに思っていますので、だから、分かりやすく言いますと、うまく表現できないんですが、私の表現ではそういう表現しか、私はちょっと今、思いつかないので、こういう文章になっているんですが、やはりこれやってから、次に終わってからこれをしてしまうといのは果たしてどうなのかなと思つて、手遅れになってしまわないのかなといふうな、一番心配しております。町長、どうですか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） やはり、なかなか人口確保対策といふうなことでは、少子化のことだけに関わらず、長いスパンで考えなければならないといふうな課題だといふうに思います。やはり、今やって、来年幾ら減った、増えたといふうな話ではなくて、今、土田議員が言われたとおり、10年スパン、ひょっとしたらもう少し長いスパンで考えなければならない課題だといふうに思いますし、それに向けて様々な手だてを打っていくというのが政策だといふうに思いますので、ぜひその辺のところは検討しながら一緒に考えてまいりたいといふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（菊地勝秀君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） ありがとうございます。

もう時間も時間なんですけど、教育長、同じ答弁ではないような答弁ありましたらお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 同じ答弁になるかどうかあれですけど、教育費の部分、あるいは学校給食費の部分だけについて申し上げますと、他市町で悩んでいるような給食費未納の未回収とかそういった部分については、本町の場合は幸いなというふうなことで、学校給食に対する理解も進んでいるのかなというふうな気はしているところです。

ですが、先ほど申し上げたように、年々かさんでいるというふうな状況とかいろんな状況がありますので、その辺も見極めて検討する必要があるだろうなというふうに考えているところでもあります。

○議長（菊地勝秀君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 教育長、どうもありがとうございます。

町長、私らもあちこち行政調査、視察回ってきているのですが、子どもさんが増えたというところは強引にやっていたところが結構あるんですよ。増えるところというのは、環境もいいし、やっぱり自治体もちょっと強いとこなんで、結構それは進んでいくと思うんですが、やっぱり大江町ですと7,000台に突入している人口なんで、なかなかそう簡単にはいかないと思いますし、あと働く場所もなかなかできないということ、これもあるので、そう簡単にはいかないみたいですが。

赤ちゃんがすごく増えて、そして保育園、幼稚園も建てて、小学校も建てたりしたところ、結構あるんですよ。それを、一時停止してもう止めたところの自治体もあるんですよ。現実には、我々行ったところでも止めているんですね。だから、一番大きいところというのは出生祝い金30万なんですね、スタートしたのが30万。30万から20万にして、10万円にして、あとはあと5年後には恐らくやめると思いますとって、そういうふうになっていた調査でありました。今は恐らく、その自治体はゼロになっていると思いますね。

だから、必ずしもどこまでもやらなくちゃならないということもないので、期限を切つてというのは、言い方、もう最初からありきでちょっとうまくないんですが、ある程度のところまでは、やっぱり行くまではちょっと頑張らなきゃいけないのかなと私は思っていて。ただ、それは一つの例でございますけれども、確かに我々も行って調査してきたわけなんで、それ

も一つの勉強として。

前の渡邊町長にも私も言っていましたのですね、たしか。だから、ずっとしなきゃいけないのはちょっとつらいんですけども言われると、それをつらいところあるんですよ。でも、やっぱりある程度のもは達成されれば、それなりにやっぱり考えを直しても結構なんですよ。だから、1回やったらずっと続けていなくても、やっぱり私はいいと思っています。だから、これ1回やるともうやめられないのではと、こういうふうにあるんですけども、やめてもいいと思うんです。そのお金を一体、やめたらどこに使うんだかというのも恐らく議論は必要でありますけれども、やっぱりある程度のもは達成したら止めてもいいというふうなものもあっていいと思います。

だから、やっぱり1,600万、つらいつらいとって、つらいときには止めなくちゃならないとも思いますし、少しずつでもやれるものであれば少しずつやってもらってもいいから、だから2段階というよりも3段階あっていいと思いますよ。そういうふうな考えはどうでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） この給食費の一部無償化の部分の経過については、先ほど教育長のほうから、そして土田議員のほうからあったとおりでありまして、期限を切った中で地方創生の期間内というふうなことで始められたというのは、今、土田議員がまさに言われたとおり、立ち止まる、点検する、そういった期限を設けて事業を進めていくというふうな趣旨だったというふうに思います。

今回、新たな地方創生の計画を作った中で、やはり課題としては少子化対策だったり、人口減少にどうやっていくかという中で、先ほど私、申し上げましたが、若い方たちがここに住んでいただくことが子どもの増加にもつながるし、人口の長期的な展望にもつながっていくというふうなことをやっていかなければならないというふうなことでございます。

なかなか、きばっと、ご無理ごもつともなご意見というふうな評価をいただいておりますが、やはり町を預かる立場としては、様々な要素を組み合わせながら、検討しながら慎重に進めたいというふうなことと併せて、やはり思い切った施策を展開しなければ変わらないのではないかと、この2つの点をよく頭の中で整理をしながら、検討していきたいというふうなことでございますのでご理解ください。

○議長（菊地勝秀君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） ありがとうございます、町長、教育長、ご無理ごもつともな答弁、

どうもありがとうございます。

やっぱり、私、心配するのは、赤ちゃんが生まれないと最後にはじり貧になって、結果的には、私も議員をどのくらい長くするか分かりませんが、なんか寂しそうなことにならないように私も頑張らないとと思っているんですよ。忖度とかごり押しするかもしれませんが、このように一般質問をさせていただきました。緊急事態の一般質問ですと申し上げたいんですよ。

私も、子どもはいないので、やっぱり少子化というのはすごく気になっていまして、何とかしなくちゃならないなというふうなものの考え方がもうずっとありまして、私も頑張ってみりたいと思います。町長、教育長、今日はありがとうございます。

それでは私の一般質問、緊急質問ですが終了いたします。どうもありがとうございます。

○議長（菊地勝秀君） これで土田勵一君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（菊地勝秀君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

なお、本日午後と明日の午前中は議案調査のため休会とします。

あした18日、午後1時に本会議を再開します。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時33分

令和2年第2回大江町議会定例会

議事日程(第2号)

令和2年6月18日(木)午後1時開議

- 日程第 1 議第40号 大江町監査の執行に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議第41号 大江町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議第42号 大江町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議第43号 大江町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議第44号 大江町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議第45号 大江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議第46号 大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議第47号 大江町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議第48号 大江町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第49号 大江町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第11 議第50号 令和2年度大江町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議第51号 令和2年度大江町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願

本日の会議に付した事件

日程第13まで同じ

- 追加日程第1 発議第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について

出席議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	教育長	犬飼藤男君
総務課長	五十嵐大朗君	政策推進課長	鈴木利通君
税務町民課長	阿部美代子君	健康福祉課長	伊藤修君
農林課長	秋場浩幸君	建設水道課長	櫻井洋志君
教育文化課長	西田正広君	会計管理者 兼出納室長	清水正紀君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、ご苦労さまです。

本日の議会は、新型コロナウイルス感染症対策として、全員マスク等着用での議会となりますので、よろしくご協力お願いいたします。

なお、暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議第40号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、議第40号 大江町監査の執行に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第40号 大江町監査の執行に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回の改正は、地方自治法の改正により、本条例で引用していた条文にずれが起きたために、必要条文を改めるものであります。

資料4の新旧対照表をご覧ください。

具体的には、本条例第4条で引用している地方自治法第243条の2第3項の職員の損害賠償について定める条文が、地方自治法の改正により条が送られ、第243条の2の2第3項と

なったものであります。

以上であります。

○議長（菊地勝秀君） 議第40号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第40号 大江町監査の執行に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第41号～議第42号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） ここで、審議の方法についてお諮りします。

日程第2、議第41号 大江町税条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第3、議第42号 大江町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての2議案は、地方税法等の改正に伴うもので、改正内容が関連していることから、詳細説明を一括して行い、議案の審議は1議案ずつ行うこととしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

それでは、議第41号及び議第42号について、担当課長の詳細説明を求めます。

阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第41号 大江町税条例の一部を改正する条例並びに議第42号 大江町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、併せてご説明申し上げます。

今回の条例改正は、主に新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するため、令和2年4

月30日に公布、施行された地方税法等の一部を改正する法律に基づき改正するもので、施行期日の違いから2条立ての構成となっております。また、原則、公布の日から施行となりますが、一部、令和3年1月1日からの施行するものであることにご留意いただきたいと思います。

それでは、議第41号 大江町税条例の一部を改正する条例の制定についてからご説明いたします。

資料5-1の新旧対照表、1ページをご覧ください。

第74条の3は、続く第75条と併せて固定資産の現所有者に係る申告義務と罰則規定を定めるものであります。この規定は、所有者不明土地等の増加が全国的に問題となっていることを受け、令和2年度税制改正の一つとして、令和2年4月1日施行の地方税法等の一部を改正する法律に盛り込まれたものであります。しかしながら、罰則規定が設けられていることから、専決処分による改正ではなく、本会議においてご審議いただいた上で制度化すべきとの考えから、今回改正するものであります。

次に、資料5-1の2ページと資料5-2を併せてご覧ください。

ここからは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するため改正された地方税法等に基づき改正するもので、資料5-2は参照先である地方税法等の改正概要となっております。

附則第10条は、固定資産税等の課税標準の特例に関する読替規定であり、新型コロナウイルス感染症等による課税標準の特例規定として、法附則第61条及び第62条が設けられたことから、条項を追加するものであります。

附則第10条の2は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に事業用家屋と構築物を追加する条項が設けられたことから、条例委任事項を定めるものであります。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税期間を令和3年3月31日まで延長する規定によるものであります。

附則第23条は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例条項が新設されたことに伴い、準用規定を整備するものであります。

以上が第1条による改正となりますが、原則、公布の日から施行することとし、固定資産の現所有者の申告に係る条項のみ、相当の周知期間を確保する観点から、令和3年1月1日から施行するものであります。

資料5-1の3ページをご覧ください。

附則第10条は、参照先となる法附則第61条及び第62条が条ずれすることから、これに対応するものであり、次の附則第10条の2も同様に参照先の条ずれに対応するものであります。

次の附則第24条は、新型コロナウイルス感染症等の蔓延防止のための措置の影響により、指定行事が中止となった場合などにおいて、入場料金や参加料金等の払戻しを請求する権利の全部、または一部を放棄した個人について、入場料金等に相当する金額を寄附金税額控除の対象とする特例が設けられることによるものであります。

資料5-1の4ページをご覧ください。

附則第25条は、新型コロナウイルス感染症等の蔓延防止のための措置の影響により、住宅借入金等特別税額控除の特例取得年の翌年に特別控除の適用を受けることになった場合、令和16年度まで適用期間を延長する特例が設けられることによるものであります。

以上が第2条による改正となりますが、第2条による改正は令和3年1月1日から施行となります。

続きまして、議第42号 大江町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

資料6の新旧対照表の1ページをご覧ください。

第1条による改正となる附則第13項は、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する課税標準の特例規定が設けられることに伴い条項を追加するものであり、本条例の公布の日から施行するものであります。

2ページをご覧ください。

第2条による改正となる附則第13項は、参照先である法附則第61条が条ずれとなることから、これに対応するものであり、令和3年1月1日から施行するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 議第41号の質疑を行います。

ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第41号 大江町税条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第42号 大江町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第42号 大江町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第43号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第4、議第43号 大江町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第43号 大江町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

資料7の新旧対照表をご覧ください。

附則第6項から第11項を新設し、新型コロナウイルス感染症に関連する傷病手当金について定めるものであります。

第6項は、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり感染が疑われるときに、療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給することを定めたものです。

第7項は、傷病手当金の額について定めたものです。傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の連続した3か月の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額を、1日当たりの傷病手当金とするものです。

第8項は、支給期間について、支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものと定めるものです。

2ページをご覧ください。

第9項から第11項については、傷病手当金と給与等の調整について定めるものであります。

第9項は、給与等の全部、または一部を受けとることができる者に対しては、これを受け取ることができる期間は傷病手当金を支給しないものとするものです。

第10項は、給与等を受け取ることができる者が給与等の全部、または一部につき受け取ることができなかった場合につき、傷病手当金の全額、または差額を支給することについて定めたものです。

第11項は、第10項により支給した傷病手当金については、当該被保険者を雇用する事業所の事業主より徴収することを定めたものであります。

以上が改正内容となりますが、適用期間については、令和2年1月1日から、町長が別に定める日までの間に属する場合に適用するものであります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第43号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第43号 大江町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第44号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第5、議第44号 大江町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第44号 大江町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

資料8の新旧対照表をご覧ください。

第2条は、本町において行う後期高齢者医療に関する事務について規定するものですが、山形県後期高齢者医療広域連合において、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正し、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給について規定されたことを受け、その支給に係る申請の受付事務を加えるものであります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第44号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第44号 大江町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第45号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第6、議第45号 大江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは、議第45号 大江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

町長説明にもありましたとおり、このたび特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、本条例についても所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例改正の内容につきましてご説明申し上げますので、資料9の新旧対照表の1ページをご覧いただきたいと思えます。

第42条第4項第1号は、地域の実情に応じて、原則としてゼロ歳児から2歳児への保育を提供する特定地域型保育事業者等は、教育・保育施設、すなわち認定こども園とか幼稚園、保育所になりますが、そういった施設よりも比較的小規模であることを踏まえ、集団保育の提供などの保育内容の支援、職員が病気の場合等の代替保育の提供、3歳児から5歳児の卒園後の受皿の確保を行う連携施設の確保について規定をしておりますが、国の子ども・子育て会議が令和元年12月に取りまとめた子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針において、町の調整等により卒園後も引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、卒園後の受入れ確保のための連携施設の確保は不要とすべきという提言がなされたことを受け、当該場合には連携施設を不要とする特例規定を新たに加えたものでございます。

次の第42条第4項第2号及び2ページの同条第5項は、第42条第4項の改正に伴い、条文を整理するものでございます。

なお、現在のところ、本町においてこの特定地域型保育事業を利用している子どもさんはございません。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第45号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第45号 大江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第46号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第7、議第46号 大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは、議第46号 大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

町長説明にもありましたとおり、このたび家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、本条例についても所要の改正を行うものがございます。

それでは、条例の改正内容につきましてご説明申し上げますので、資料10の新旧対照表の1ページをご覧くださいと思います。

第6条第4項第1号は、保育所等の連携として、地域の実情に応じて、原則としてゼロ歳児から2歳児への保育を提供する家庭的保育事業者等は、教育・保育施設、すなわち認定こども園、幼稚園または保育園になりますが、そういった施設よりも比較的小規模であること

を踏まえ、集団保育の提供などの保育内容の支援、職員が病気の場合等の代替保育の提供、3歳児から5歳児の卒園後の受皿の確保を行う連携施設の確保について規定をしておりますが、このたび国の子ども・子育て会議が令和元年12月に取りまとめた子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針において、町の調整等により卒園後も引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、卒園後の受入れ確保のための連携施設の確保を不要とすべきという提言がなされたことを受け、当該場合には連携施設を不要とする特例規定を新たに加えるものでございます。

次に、第6条第4項第2号及び同条第5項は、第6条第4項の改正に伴い、条文を整理するものでございます。

2ページをご覧いただきたいと思います。

37条第1項第4号は、母子家庭等において、保護者が夜間勤務する場合や当該施設に施設がなくなったものの保育を維持する必要がある場合などに提供する居宅訪問型保育事業について規定をしておりますが、このたび居宅訪問型保育事業が保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児の保育についても提供可能であることを明確化すべきとされたことを受け、所要の改正を行ったものでございます。

なお、先ほどご説明いたしました議第45号 大江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例と改正内容が一部同じになっているところがございますが、議第45号の特定地域型保育事業の運営基準については、地域型保育給付費の支給対象事業について包括的に規定をしたものでございまして、今回のこの本条例につきましても、大江町で家庭的保育事業等を開設する際の設備運営基準について規定をしたところでございます。

なお、現在のところ、本町において家庭的保育事業等を実施している事業所はございません。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第46号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第46号 大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第47号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第8、議第47号 大江町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは、議第47号 大江町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

これにつきましても、町長説明にもありましたとおり、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年1月1日から施行されることに伴い、本条例についても所要の改正を行ったものでございます。

それでは、条例の改正内容につきましてご説明申し上げますので、資料11の新旧対照表をご覧ください。

初めに、第8条第2項は、延滞金の特例について定めたものですが、基準となる割合の名称を「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に改めるものでございます。

次に、第8条第3項は、延滞金に係る新たな特例規定を設けるものであり、災害や事業廃止等により介護保険料の徴収猶予となる被保険者の負担を軽減するために、前項の規定では、年7.3%の割合の場合、延滞金特例基準割合に1%を加算したものが基準となるところを、平均貸付割合に0.5%を加算したものに軽減するものでございます。

第8条第4項は、第3項が新設されたことに伴い、項を繰り下げるほか、条文を整理してございます。

なお、延滞金の特例規定は毎年1月1日から適用されること及び新たな特例規定の周知期

間等を考慮し、施行期日を令和3年1月1日とし、今回、提案をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第47号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第47号 大江町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第48号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第9、議第48号 大江町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第48号 大江町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

新旧対照表の資料12のほうをご覧ください。

地方自治法の一部改正に伴い、本条例の第5条において引用しております地方自治法第243条の2第4項の前に、新たな条項が追加されております。これにより、条項が繰り下がったというような関係で、引用条項のずれが生じたため、第5条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の2第8項」に改めるものでございます。

なお、施行期日については、議案書の附則に記載しております公布の日から施行するもの

でございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第48号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第48号 大江町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第49号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第10、議第49号 大江町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 議第49号 大江町過疎地域自立促進計画の一部変更についてご説明申し上げます。

本計画につきましては、平成12年度に制定された過疎地域自立促進特別措置法が、平成28年度から令和2年度まで5年間延長されたことに伴い、同期間における5年間について策定したものでございます。

本計画の変更につきましては、毎年度行っている実施計画の見直しにより、軽微な変更を行ってきたところでありますが、計画期間における事業の追加や中止、大幅な事業量の増減については重要な変更となることから、議会の議決が義務づけられております。

今回の計画変更につきましては、西村山広域行政事務組合が運営する老人福祉施設明鏡荘

のボイラー煙突を改修する計画と、本町の下水道事業計画に関して、令和2年度までの計画期間の更新を含めた変更計画策定事業につきまして過疎対策事業債を活用する見通しとなったことから、別紙のとおり老人福祉施設整備事業及び下水道事業変更計画策定事業を本計画に追加するものであります。

これらの事業の追加につきましては、本計画の一部を変更する必要があるため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき提案するものであります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第49号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第49号 大江町過疎地域自立促進計画の一部変更について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第50号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第11、議第50号 令和2年度大江町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第50号 令和2年度大江町一般会計補正予算（第4号）の詳細についてご説明いたします。

初めに、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

6ページをお開きください。

1 款議会費は275万7,000円の減額です。今年度予定しておりました各常任委員会行政調査等の実施を見送ることとし、その財源を新型コロナウイルス感染症対策費用に充てるよう議会より申出があったものでございます。

2 款総務費は1,094万9,000円の追加です。

1 項5 目企画費のコミュニティ助成事業費補助金は、深沢区の獅子踊り関係備品の整備が補助対象事業として認められたことから、歳入、歳出それぞれに同額の事業費を計上いたしました。

8 目交流ステーション費の改修工事費は、現在、施設の冷暖房設備の更新に向けて調査を実施しておりますが、既存設備に不具合が生じていることから、商工会の事務室内に仮設の冷房装置を設置する費用であります。

3 項1 目戸籍住民基本台帳費は、戸籍電算化システムと住民基本台帳システムの改修委託料を計上いたしました。改修の内容は2 点ありまして、1 つ目は、戸籍法の一部改正により、戸籍事務へマイナンバー制度を導入することで、令和6 年度には行政手続の際、戸籍謄抄本の添付が省略されるなど、各行政機関の間で情報の連携を行うためであります。2 つ目といたしまして、いわゆるデジタル手続法の公布に伴い、国外転出者へのマイナンバーカードの発行とカードを利用したオンライン手続が行えるよう、システムを改修するものであります。いずれも国庫補助事業であります。

3 款民生費は247万円の追加です。

2 項2 目の児童手当システム改修委託料は、前住所地での支払い状況など、自治体間での情報連携項目を追加するためのシステム改修であります。

4 目児童福祉施設費の感染症対策保育環境改善補助金と放課後児童クラブ感染症拡大防止事業補助金は、町内の保育所と放課後児童クラブに対しまして、感染防止用の消耗品や備品などを整備するための補助であり、放課後児童クラブ感染症対策利用料減免事業補助金は、施設の利用自粛期間において、保護者の利用料を減免した分に対しまして、施設の管理者に補填をするものであります。

4 款衛生費は100万円の追加です。

1 項2 目予防費の消耗品費は、町内の自治公民館や高齢者施設に消毒用エタノールを配付するほか、全世帯にこれからの新しい生活様式を周知するためのパンフレット購入費などを計上いたしました。

6 款農林水産業費は36万円の追加です。

1項5目農地費の公園管理委託料は、感染症予防のため住民ボランティアによる草刈り作業が中止となったことから、業者委託により対応するものであります。

7款商工費は2,401万2,000円の追加です。

1項2目商工振興費のプレミアム付き商品券事業補助金は、感染症により停滞している地域経済の活性化策といたしまして、40%のプレミアム付き商品券を発行するものであります。町民の方を対象に、500円分の商品券28枚つづり1万4,000円分を1万円で販売するもので、販売総数は5,000セットを予定しております。

3目観光費の事業用備品購入費は、不特定多数の方が訪れ、観光的要素のある公共施設に備え置く非接触型の体表面温度測定器を、県の補助を受けて購入するものでございます。

8ページをお開きください。

9款消防費は300万円の追加です。

3目消防施設費の工事費は、左沢地内に設置してある防火水槽の蓋の老朽化が著しく、通行上、危険な箇所があることから、早急に修繕を行うものであり、4目災害対策費の備品購入費は、避難所を開設する事態に至った場合、3密を避けるため、間仕切り用のパーティションなどを備蓄するものであります。

10款教育費は56万6,000円の追加です。

1項2目事務局費の消耗品費は、小中学校の児童生徒、教職員用のフェイスシールドを購入するものであり、2項1目及び3項1目の学校臨時休業給食食材補償金は、小中学校の臨時休業期間における給食食材費の補填を食材の提供事業者に行うものであります。

以上が歳出予算の概要であります。

次に、4ページに戻っていただきまして、歳入予算をご覧ください。

歳入予算につきましては、事業実施に伴う特定財源となる国・県の補助金と、感染症対策のための指定寄附金などのほか、不足する財源には財政調整基金を充当しております。

以上が、令和2年度大江町一般会計補正予算（第4号）の内容であります。

○議長（菊地勝秀君） お諮りします。

議第50号の質疑については、歳入歳出一括して質疑を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括して質疑を行うことに決定しました。

なお、発言される場合は、ページ数をお示しの上、発言してください。

それでは、議第50号の質疑を行います。

5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ページは7ページ、商工費の中のプレミアム付き商品券事業補助金についてお尋ねしたいと思います。

その前に、まず今般のコロナウイルス感染症の町の経済対策におきましては、先般、3,000円の商品券を全町民に配付していただき、また、このたびもプレミアム商品券ということで、町の商工業並びに飲食業に大変ありがたいことだと思っております。このことに感謝の言葉を申し上げたいと思います。

質問に入ります。

このプレミアム商品券、説明では5,000セットとありました。それで、どのような形で町民の方に購入していただくか、まずその細かいところを教えてくださいたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） ご質問にお答えしたいと思います。

先ほど、総務課長のほうからありましたとおり、40%のプレミアム付き商品券を、500円の28枚つづり1万4,000円分を1万円で1冊販売したいというふうに考えております。販売総数については5,000セットで、発行総額は7,000万円につきまして、40%ですので、プレミアム分の2,000万円については町負担というふうなことで考えているところでございます。購入の限度につきましては、1世帯当たり5冊ということで考えてございます。

発売の方法につきましては、予算が議決になったら、即、手続、準備のほうに入りまして、予定では、全戸配布の文書配布日が来週の木曜日になっておりますので、そちらに向けて準備を進めたいというふうに考えているところでございます。ただ、準備の程度によりましては、7月にずれ込むことがあるかもしれませんけれども、まずは6月の、来週の木曜日に全戸配布を行って、周知を図りたいというふうに思っているところでございます。

その中に購入申込書のほうをつけさせていただいて、まずは申込書のほうを提出していただきたい、と申しますのは、これまでのプレミアム付き商品券につきましては先着順ということで、販売場所のほうに並んでいただいて購入をしていただいたという経過がございます。ただ、このコロナウイルスの対策を、感染防止という意味からも、多くの方が並ぶと、そのように人が集まるということをできるだけ避けたいということがありますので、事前に購入申込書のほうを取りまとめたいと。それで、販売の冊数が5,000冊ありますので、そちら

のほうを見極めながら、引換券のほうを渡して、引き換えしていただきたいというふうに考えているところでございます。購入申込みが、購入限度が5,000冊ということですので、それより多ければ、抽選なりということと考えていかなければならないのかなというふうに考えてございます。

発売の日にちにつきましては、8月1日からを予定してございます。こちらのほうにつきましては、商工会さんのほうに販売と換金のほうの手続きをお願いするというようなことがございますので、そちらと打合せを行いたいとは思いますが、8月1日の土曜日と8月2日の日曜日、2日間で引換えを行いたいというふうな準備を進めているところでございます。そちらのほうにつきましては、当然、引換えになる段階で、引換えなさる方について周知をしていきたいというふうに思っております。

使用期限につきましては、8月1日から11月末までということで、4か月間で使っていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ありがとうございます。

課長のほうから、まず応募用紙をつけて、各世帯で幾ら欲しいか応募をしてもらおうと。例えば、こういうご時世でありますから、それ相当の申込みが来ると思います。その中で、5,000セットを過ぎた場合には抽選になるかもしれないということがあったと思いますけれども、せっかくのコロナの経済対策においてプレミアム商品券を発行するのであれば、抽選などということはないで、やはり申込み総数があつた分を用意するというのが、やはり妥当でないかと思っております。

1世帯に5セットという話がありました。5,000セットをまず用意する。大江町は約2,700世帯ぐらいある中で、順当にそれを分ければ1世帯に2セットもいかないと、均等に分ければ。その中で、やはり1セット購入を申し込む方もいれば、3セットの購入を申し込む、または5セットの購入を申し込みする方、いろんなパターンがあると思います。その中で、5,000セットで打ち切りというのではなく、やはりここは3月の議会で、コロナに対する経済対策を町長に尋ねたところ、それ相応のお金は使わなければいけないという話も聞いております。その中で、5,000セットで打ち切るのではなく、もし5,000セット以上の申込みがあつた場合にはそれに対応する、そのぐらいの気持ちでやはり経済対策やっていただきたい、そのように思っておりますが、そのことに対して、まず町長からの答弁をいただきたいと思

ます。

あともう一点、8月1日から2日と、商工会の職員の方々と販売してもらおうということありますけれども、これ役場の職員は、こういうのを手伝わないのかな。経済対策なんだし、これコロナのだし、役場の職員も一丸となって、例えばこういうときに職員を出して対応すると、そういうような形をやはり取るべきではないか。その言葉も、今、課長から聞かれていない。いわゆる商工会に丸投げをする。そういうことでは、やはりコロナとかこういうときの危機意識がなっていない、そういうことを思いますが、そのことに対しても課長、町長から意見を聞きたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） ご質問お答えしたいと思います。

ちょっと、先ほどの説明の中で、商工会という話、販売のときに商工会さんのほうにはお願いする、先日、打合せをさせていただきながら、どのようにしていったらいいのかなということで、商工会さんとの打合せをしてございます、事前の事前という形になりますけれども。その中では、当然、町の職員も一緒に行くということで話をしてございます。そちらのほうは、ちょっと説明不足で大変申し訳ございませんでした。

商工会の職員の方も限られているということで、5人ということで、それで町の職員も10名弱ぐらい必要だということで話をさせていただきながら合わせた形で、8月1日は土曜日ですので、土曜日と日曜日、会場のほうもやっぱり1か所、これまでですと交流ステーションのほうで販売を行ってございましたけれども、幾らかでも分散させてということで、2か所できないかというような話もさせていただいたところでございますので、あとは時間、午前と午後とに区切る、前回の商品券のときにも、地区ごとに、あるいは会場ごとに午前と午後というような形で分けさせていただいた経過がございますので、そちらのほうの前回したことを参考にしながら、幾らかでも分散させていただいて、人が密集するようなことがないように行っていきたいと思っております。当然、町の職員も出ながら、商工会と一緒に行っていきたいというふうに思っております。

あとは、先ほど私の話の中で5,000冊ということで、予算では2,000万というような状況がございました。5,000セット、5,000冊というような状況の中では、これまでのプレミアム付き商品券の経過なども参考にしながら、あとは売れ方等々も参考にしながら、この予算、5,000セットということで考えさせていただいたところでございます。当然、まだなかなかやっぱり予測ができないので、40%ということもございます。あとは、特別定額給付金のほ

うが90後半のパーセントということで、給付のほうがなったということがございますので、ぜひそちらのほうも町内の経済のほうに回していただきたいという気持ちがございますので、売れ残るといったことがないように、それで抽選になった場合については、当然、その次の段階のことは考えていかなければならないのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 5,000セットというふうなことで、販売を目指すというふうなことで、予算を計上させていただいております。まず、これまでにない40%というプレミアム率であること、それから、前回ですか、直近では平成27年、プレミアム、昨年度もありましたが、あれはちょっと子育て世代とか所得の関係とかいろいろ条件が違いましたので、直近では27年度の販売というふうなものを参考にとというふうなことで考えておりますが、ちょっとそういった初めてのケースで、どれぐらいというふうなところが見極め切れていない現状かなというふうに思います。

今、関野議員からあったようなことも含めて、より多くの町民から利用していただき、そして町の経済の活性化につながるような、そういう意味でのプレミアム商品券だという位置づけでございますので、走りながら、状況に合わせて対応をしていく必要もあるのかなというふうに考えておりますので、ただ予算は予算として、今回の予算を計上した中でありますので、また改めて追加というふうなことであれば補正なども必要かというふうに思いますので、その辺はご相談させてもらいながら、もちろん商工会さん、商店さん、そういったところとも意見交換しながら進めたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） やはり、40%のプレミアムということで、町としてもかなり大胆な方針を出していただいたことには感謝しております。今、町長からも前向きな回答いただきました。その中で、やはり今回は、これまではまだまだコロナの序章というか、そういう段階だと思います。やはり、これから6月後半、7月、8月と、なかなか町の経済も上向きにならない、そういうふうな観測も出ている中で、やはり町としていい時期にプレミアムを出す、町の経済を活性化していく中でしていただける、今回は本当に評価しております。

その中で、やはり5,000で打ち切るということはまず考えないで、もしそれ以上の応募があったときには、やはり町民の方もそういうものに期待しているんだなということ、十分と町民の考えもお酌み取りいただきながら、さらなる対策をしていただきたい。その後、ま

た第3弾とか第4弾、そういうことで、本当に経済が落ち込まない、町の業者が店を畳まない、そういうようなことを考えながら、今後も町長にはコロナ対策、また町民の生活のために頑張っていたきたいと思いますので、よろしくご検討をお願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 3番、藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 3番、藤野です。

関野議員と同じ考えをしているんですけども、申込みが多く、申請したけれども抽選に漏れるということがある、そういう方が出るということは、やはり不公平なのではないかなというふうな思いがあり、私は反対であります。

対案として、上限3冊、3万円というふうに考え、申請者全員に希望どおりの購入ができるようにするのがよろしいのではないかなというふうに考えます。いかがでしょうか。

さらに、町職員の方も積極的に購入していただいて、頑張っている飲食店、商店、たくさん大江町にあります。応援していただけたらと思います。いかがお考えでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

先ほども、話、行いましたけれども、40%ということ、あるいは定額給付金がほとんどの方に給付なったということで、実際のところ、どれだけ売れるか予測がつかないということもございます。これまでですと30%が最大で、先ほど町長がありましたとおり、前回は30%で、購入限度も今回と同じように5セットまで、5冊までというような状況も踏まえた、そちらのほうの状況も踏まえて、今回も5冊までということで考えてございます。

先ほど来ありましたとおり、買えなかった、抽選になったというような場合については、それなりの次の段階のステップを踏みながら対応を協議していきたいというふうに考えてございますので、このたびは5セットまでということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） プレミアム券に関しては、よろしくをお願いいたします。

コロナに関連してということですので、質問させていただきたいと思います。特別定額給付金のことでお伺いしたいと思います。

先日、全員協議会で報告があったと思いますけれども、5月12日に町民のほうに発送して、6月8日時点で95.6%の給付済みというふうに報告を受けております。1か月弱でこの達成率は、大変素晴らしいことと思います。職員の方の迅速な対応に、心から敬意を表したいと

思います。

給付金申請書は、国のものを参考にして、各自治体でよいというふうになったと記憶しておりますが、山形市では給付を必要しないというチェック欄を外したと聞いております。このような柔軟な考えはすばらしいなというふうに思っているところでもあります。

さて、大江町では、書類の不備で1回で通らなかった方や、直接、窓口のほうに来て申請の相談があった方いらっしゃったか、お伺いしたいと思います。

[「ページ数出してもらって」「ページ数」と言う人あり]

○3番（藤野広美君）　　というか、特別給付金……

○議長（菊地勝秀君）　補正予算の質疑をしておりますので、どこのページとか、ちょっと。

○3番（藤野広美君）　　今のは関連なので、ページ数ないんですが。

○議長（菊地勝秀君）　　誰か答えられる方いますか。

じゃ、広美さん、1点だけ、その答えに対してお答えするそうですので、終わりにしてください。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君）　特別定額給付金の件でありますけれども、やはりうちの町でも最初の頃は、郵送なってきた書類を確認しますと、約2割近く不備がございました。その際には、その日のうちに処理をいたしまして、こういった書類が不備なので提出してくださいという書類をお送りして、迅速に手続完了するよう努めたつもりであります。

あと、窓口も開設しましたが、そちらにつきましては、5月いっぱいしか数は集約しておりませんが、約200件の相談がありまして、併せて提出していただいたという実績がございます。

○議長（菊地勝秀君）　　2時15分まで休憩します。

休憩　午後　2時01分

再開　午後　2時15分

○議長（菊地勝秀君）　　休憩を閉じ、令和2年度大江町一般会計補正予算の質疑を続けます。

質疑ございませんか。

9番、結城岩太郎さん。

○9番（結城岩太郎君） 8ページ、教育費のほうですけれども、小学校、中学校と学校臨時休業給食食材補償金というのがあるわけですけれども、食材の補填金というふうに聞きましたけれども、損害程度はどういったものが損害があったのかなど、そこら辺の内容。

それと、学校臨時休業、これ臨時休業をやったわけですね。それについて関連なんですけれども、今回この新型コロナウイルスの感染拡大防止による休校で生じたその学習の遅れ、これを取り戻すためにいろいろな手段、手だてというものを取られていることと思うんですが、あるいは文部科学省からも様々指導があったものと思うんですが、その辺の、どういう手段で行われているのかということについてお聞きをしたいと思いますよ。

私、この前の臨時議会のときにも、こういったことを聞きたかった。報告にもなかったんですね。じゃ、6月議会で一般質問しようかなど、でもこれ一般質問も自粛をしてください、そして今回も教育費のほうで、何かこれに関連した質問ができないものかなということ、周りの保護者からいろんなことを言われて聞いておりますので、そういったことをお聞きしたいということでの質問なんです。だから、関連ということで許していただきたいと思うんですが、例えば感染防止のために少人数授業、これはどのようにして行っているのかなど。あるいは、少人数授業をするためのその教室の確保、これは十分なのか。聞くところによりますと、廊下の広場で授業をやっているというような話も聞いておまして、その辺はエアコンのない授業になっているのではないかなど。

それから、教室の感染防止のためにクラスを2つに分けた際、学級担任と別々の教室で授業を行うケースなどのための教員は、そういうのは足りているのかどうか。

あるいは、感染防止に、消毒液、検温用のサーモグラフィー、あるいは教室を換気するサーキュレーター、こういったものの整備などはする気がないのかとか、どうなっているかということ。

それから、夏休みを登校させて、その遅れを取り戻すんだと、こういう話は聞いておるんですが、どうやって取り戻すのかなど。その場合の熱中症対策、これはどういう方法でやるのか。登下校の際は、水筒などは持たせていると思うんですけれども、あるいは暑い時間、下校でありますけれども、これを避けるために、午後4時、あるいは5時頃まで預かるというような方法、対策というものか、そういうものは考えていないのかと、こういったことについてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） たくさんご質問いただきましたが、まず答えられるところか

らお答えさせていただきたいと思います。

最初の質問でございますけれども、10款2項小学校費、それから10款3項中学校費の学校臨時休業給食食材補償金でございますが、こちらのほうは、議員からありましたように給食キャンセルした分に係る補償金でございます。休校と決まってから、2日分ほどキャンセルしたのですが、町からキャンセルは当然できて、学校にも納入されておりません。ですが、事業者のほうで転売もできずに廃棄せざるを得なかったもの、具体的に申し上げますと、学校給食用のパン、それから牛乳等でございます。こちらのほう、事業者のほうで学校給食用に取っておいたものが廃棄することになってしまったということで、これを国のほうで補填するということから、こちらのほうに補正予算として上げさせていただいたものでございます。

続きまして、補正予算の項目ではございませんが、臨時休業にかかった分の学習の遅れをどうやって取り戻すかというようなご質問かと思えます。ご存じのとおり、大江町では国の要請に従いまして、国では3月2日から春休みまでの間、休業にしろというようなことで要請があったわけですが、大江町では、余りにも急でしたので3月2日を子どもたちの指導する日に充てまして、その日は給食も出して、あしたから休みだよというふうなことで心構えもしっかりお伝えして、3月3日からの休業に入ったところでございます。

19日までの休業ということで、この期間、学習の遅れということがあったかと思えますけれども、この分に関しましては、今のところ土日まで来て授業を行うというようなことは考えてございません。各種行事を縮小したり、それから報道等でもありますように、夏休みの期間を短縮して、こちらのほうを授業に充てさせていただいて、子どもたちの遅れを徐々に取り戻していきたいというふうに考えてございます。

それから、子どもたちの感染予防に関してのご質問かと思えますけれども、小学校では、やっぱり国の、2メートル間隔というふうなことで一般的に言われておりますけれども、子どもたちには机、教室もいっぱい広げて学習している状況です。左沢小学校では、人数が多いクラスでは体育館のほうも利用して、体育館で幅を取りながら学習しているという状況が続いております。これも全て子どもたちを守るためということですので、その点はまずご理解いただきたいなというふうに思っております。

それから、距離を取る以外にも、今、結城議員のほうからサーキュレーターというようなお言葉がございましたけれども、今のところ換気をするということで、窓を開けてきちんと換気をしながら、子どもたちに勉強していただいているというような状況でございます。

それから、授業時間、午後5時まで授業して、暑い時間を避けてはというようなこともございましたけれども、こちらのほうは校長先生の裁量で、先ほど申しあげました学習時間、つまり1学期にどこまで挽回できるかというような中で一緒に考えていただいている問題ですので、今のところ、まず夕方遅くまで学習というようなことはやっていない状況でございます。

それから、消毒液についてのご質問もありましたけれども、各教室、特別教室の前に消毒液を常備しております。そちらで消毒をしてから、教室に入って授業を受けるようにというように、指導させていただいております。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ありがとうございます。

最後のほうの、夏休みを登校させて遅れを取り戻すというのを聞いているんですけども、その場合の熱中症対策というようなことで、どのようにしていくのかというような方法など、対策などをお聞かせいただければありがたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） 授業中における熱中症ということですが、そちらのほうは、議員各位のご理解をいただきながら、山形県内でも先頭を走ってエアコンを各教室につけさせていただいておりますので、その辺、適宜使いながら、子どもたちの熱中症には注意しつつ進めていきたいというふうに考えております。

○議長（菊地勝秀君） ほかに質疑ございますか。

4番、櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 4番、櫻井です。

8ページ、10款1項2目事務局費で、消耗品として、小学校と中学校にフェイスシールドを購入して配付、または設置するということだったのでお伺いします。フェイスシールドは、全生徒に配付するのですか。それとも、学校内に設置してやるのでしょうか。

もう一つ、これはマスクとの併用、または個別に用途によって使い分けるような形でやるのかをお伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答え申し上げます。

フェイスシールドにつきましては、児童生徒、それから教職員等の分、全ての人数分をそ

ろえさせていただく予定でございます。使用方法、配付か学校に設置かということですが、今のところ、1つのフェイスシールドを多人数で共有するということは考えておりません。ですので、必然的に、1人1つということで使っていただければなということ、学校のほうにはお願いしようかなというふうに考えているところでございます。

それから、マスクとの併用ということなんですが、基本的には感染予防はマスク、これは必須だと私は考えております。ですので、フェイスシールドを使う場面というのは、給食の配膳と、それから理科の実験など、どうしても子どもたちが顔を突き合わせて、やっぱり意見を交換するような場面も出てくるかと思えます。そういうときに、マスクを外してフェイスシールドをするのか、その辺は適切な指示を先生のほうから出していただきながら、学校での感染予防に努めていきたいというふうに考えての予算のお願いでございます。

○議長（菊地勝秀君） 4番、櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 今の話だと、使用用途に応じて使い分けるということで、学校に置いておくという捉え方だと思います。

実際、最近、気温が高い日が続きまして、子どもたちの登校の時間は、集団登校でマスクを着用して登校しているんですけども、帰る時間が時間帯によってまちまちで、ソーシャルディスタンスを取れるような感じで、個別に帰っていると思います。それでも、大江町の子どもさんはすごく真面目で、多分、学校でもちゃんと指導していると思うんですけども、ソーシャルディスタンスを取れるのであればマスクを外してもいいよという形でやっていると思うんですけども、実際、ほとんどの生徒さんが真面目にマスクをして帰ってきています。

今日も、登校の指導ということと、あと防犯パトロールも兼ねて、子どもさんと一緒に校門まで行ったんですけども、そのときに子どもさんの、1年生から6年生までのランドセルを持ってみたら、すごく重たいんですよ。話に聞けば、今日は木曜日なので、普通より授業が多いんだということでやっていると思うんですけども、フェイスシールドは学校に置く、マスクは個人がやる、登下校ともつける。重たい荷物で暑い時間帯に帰ったら、熱中症になるんじゃないかということあります。登下校の際にも、必要に応じてフェイスシールドを使うとか、あとは基本的に置き勉というのがありますけれども、学校に教科書、ノート等を置いて、必要な分だけを持って帰るとすれば、生徒さんの負担も少なくなるんじゃないかと。

コロナウイルス関連のニュースを見ていると、お酒を飲んだときに、だんだん調子よく

なって声が大きくなるとかというのが感染にもなるし、運動でも、運動すれば呼気、排気が大きくなるので感染のリスクが高まる。子どもさんも、負荷を負って長距離を歩いて、暑いところであれば呼気が多くなったり、熱中症になったりするリスクもあるので、フェイスシールドを必要に応じて、そういうときに使えないか。

あとは、マスクの使用をもう少し徹底して、学校のほうから家庭を納得できるような形で指導してもらおうとか、下校の途中で、先生たちなり協力して、マスクここでは外していいよとか指導してあげるなり、そういうことも必要だと思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） 櫻井議員はじめ、たくさんの方々から子どもたちの大変なご心配をいただきまして、本当に感謝を申し上げます。櫻井議員と同じように、やはり子どもたちの登下校時、マスクつけたまま、特に下校のときに、汗をかきかき帰るというようなことで、心配されるお言葉多数いただきまして、本当に感謝申し上げます。

そのことにつきまして、教育委員会のほうから、やはり我々もそれは気にしておりましたので、すぐ学校のほうに事務連絡ということで通知しております。内容といたしましては、集団登校である登校時はやはりマスクは欠かせないということで、これはご理解いただけると思うのですが、下校時、夕日が当たって非常に気温が上がる中、本当に大江町の子どもたち真面目ですから、先生に言われたとおりマスクして帰るものですから、汗かいてしまうということもありますので、ソーシャルディスタンス、1人で帰る、2人で帰る、距離が取れる場合はマスクを外してもいいよというようなことを子どもに指導してくださいということで、学校に伝えております。その旨、子どもにお伝えしていただいて、きちんと距離が取れる場合は外して帰っているというふうに理解しております。

それから、かばんが重いというふうなことで、マスクと関連して、暑い中、重い荷物をしょっていても、かえってまた汗をかくのではないだろうかというご心配のご質問かと思えます。こちらにつきましても、学校の教科書を全て持って帰れというふうな指導はしておりません。ですので、必要なものだけ持ってきて、持って帰る。例えば、音楽の教科書でありますとか、図工の教科書や道具でありますとか、そういうものは毎日持って帰る必要もありませんので、やっぱりその日の分だけ持って帰って、必要な物は持ってくるというふうなことで指導していただいているというふうに思っております。

ですので、やっぱりかばんが重いということは、今、新学習指導要領になって、学ばなけ

ればいけないことが多くなっているということもございますけれども、その辺、コロナとの、マスクと汗との関係など、また今度、校長先生方とちょっと話し合ってみたいなというふう
に思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君、簡潔にお願いします。

○4番（櫻井和彦君） ありがとうございます。

最近、28度ぐらいでもう非常に暑くて、今年は、先ほど言われたように、夏休みを短縮して授業の遅れを取り戻すべく、7月いっぱいぐらいまで授業があると思えます。これからまだまだ暑くなって、子どもたちの苦労も大変なので、さらなる軽減をできるように、教育長及び教育文化課長のほうのお力とお知恵をよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 8ページ、9款1項4目の17節の備品購入費ということであります。

災害対策備品購入費と、これにつきましてはコロナ対策等の一環として、万が一、豪雨災害等、大江町で発生した場合、避難所のいわゆる仕切り、パーティション、これの購入にあてがうというふうにお聞きしております。約30個分ですかね、というこれは避難所といえばふれあい会館、それから貫見のこぶし館、それから沢口辺りの克雪管理センターというんですかね、この辺になろうかと思うんですけれども、それでこの内容につきまして、この仕切りというのはどういう、例えば畳1枚囲むような個室にするのか。この材質はダンボールとか、いろいろ材質考えられますが、どういうものなのか。

それから、この避難所、先ほども申し上げました3か所、その他のもあるかもしれませんが、どういうふうはこの30個分を振り分けるのか、これについてお伺ひしたいと思えます。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

9款1項4目の備品購入費でございますけれども、パーティションにつきましては、1区画が2メートル10センチ掛ける2メートル10センチで、高さが140センチ程度のものを想定しております。考え方といたしましては、1家族がそこで滞在できるといいますか、高さも140センチありますので、座ればプライバシーが、空間が保たれるというような考え方で、そういったものを購入したいと考えております。

材質につきましては、ちょっとダンボールよりは強度があるものですが、1つ2万6,000円程度を想定しておりますので、それなりの強度があるものを購入したいというふう

に考えております。

30個の数の根拠ですけれども、ご質問にはありましたとおり、昨年度の水害で町では避難所を3か所開設しております。具体的には、ふれあい会館、おっしゃるとおりですけれども、あと貫見のこぶし館と沢口の克雪管理センターですけれども、そちらのほうで仮に去年の水害の避難所を想定した場合、30個ぐらいあると十分数が保たれるというようなことで、この数を考えたというふうなことであります。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 分かりました。

それで、材質の件をお伺いしましたのは、大江町は何かあった場合、いわゆる防災協定というんですかね、東北カートン株式会社、いわゆるダンボール会社さんですかね、こちらのほうと防災協定を結んでおるとお伺いしています。何かあった場合は、ダンボールなので、仮設ベッドですかね、それから、もちろん今、申し上げたパーティション、仕切り、こういったものをやられると思うんですけれども、私、この防災協定の東北カートンさんと、仕切りを、パーティションですね、これやられるかなと、今、思っておったわけなんですけれども、せっかくこういった協定をされていますので、特に大江町は、大体7月とか8月の時期に、4年か5年に豪雨災害、これがサイクル的に来ているような感じはしますので、こういったときは協定されている会社等を活用して、ぜひやっていただきたいと思います。

コロナ対策期間中、そういう豪雨災害で避難されるということは、本当に大変なことだと思います。まず、空気の感染とか、これは距離2メートルを空けなきゃいけないとか、広い部屋でも人数が限られるというようなことが出てくると思います。その辺考慮して、万が一、危機管理上、ぜひそういった対策を考えていっていただきたいと思います。

それから、ダンボール関係に話なりますけれども、NHKの、今日の朝、山形のあるダンボール会社が非常に四月から殺到しているということです。このダンボール会社は、コンピューターを使って、このパーティション等作っておるんですが、全国から、いわゆる役所の窓口とか、病院、さらに学校の生徒の机にパーティションを作っていると。参考まで、天童高校はこの方法を取っているそうです。生徒の机の上にパーティション、ダンボール箱ですね、このようなことをやっておられるそうですので、災害なんかあった場合はよろしく願いしたいと思います。

それから、先ほど、これは別の項目なるんですけれども、消耗品として、小中学校にパーティションという話ありましたが、実は、このパーティション、今、議員の方もやっ

ていらっしゃるんですけども、すみません、パーティションじゃなくてフェイスガードのことです。このフェイスガードの、これを作っておられる会社の社長さんが大江町出身なんということもごございますので、フェイスガードですね、ぜひ小中学校のフェイスガード、もし購入される場合は、経済の活性化なども考えていただき、ぜひ地元出身の社長のほうのあれを活用していただければなど、そう思っております。

昨日、面会に行ってきました。そしたら、1日5,400枚ぐらい作っておられるそうです。四、五日前、やはりNHKの、夕方の6時半頃からあるんですかね、これにも社長が登場しまして、全国放送になっていまして、いろんな地区から問合せが来ておられるそうです。このようなことですので、ぜひ参考まで紹介させていただきました。答弁は要りません。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 簡潔にお願いします。

関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 簡潔に質問させていただきます。

8ページ、消防施設費の中から、改良工事ということで防火水槽の蓋の工事だと思いますけれども、その場所を教えてくださいと思います。

あと、もう一つ、これも簡潔に質問しますので、簡潔に答えていただきたいと思います。私が、今回の議会で、マスクでなく、議長の許可を得てフェイスシールドで臨んでおります。大変、これはつけ心地もいいし圧迫感がないということで、ぜひ役場の職員の窓口対応の方に、あしたからでもいいですからフェイスシールドをつけて町民に対応をしていただければ、ちょっとした笑ったときの口元とか、町民受けが大変よくなると思いますので、そのところを町長にご回答いただきたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） それでは、消防施設改良等工事費の場所でありますけれども、防火水槽の蓋の修理です。ここにつきましては、左沢地内の4か所を予定しております、具体的には若竹さん前、あとは八幡神社前、・野屋さん脇2か所の、合計4か所でございます。

○議長（菊地勝秀君） 町長、答えますか。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 私の認識というか、報道を見ている中では、マスクは人にうつさないため、フェイスシールドについてはうつされないためというのが主な目的だというふうに、なのでこれも専門家の方の一部なのか全部なのか分かりませんが、できれば両方をつけたほ

うがいですよというように、ちょっと私はいろんな情報の中で知り得た知識でございます。

今、ビニールのシートを貼って窓口対応をさせていただいておりますので、その辺との兼ね合いもございますので、ちょっと今のところは現在のような対応で進めてはどうかというふうに思っているところでございます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論をいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第50号 令和2年度大江町一般会計補正予算（第4号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第51号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第12、議第51号 令和2年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第51号 令和2年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明いたします。

3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をお開きください。

歳出よりご説明いたします。

2款6項1目傷病手当金を新設し、100万円を計上するものです。この傷病手当金は、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり感染症が疑われるときに、療養のため労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日について傷病手当金を支給するものです。時給790

円で8時間勤務を21日間療養した場合と仮定し、10名相当額を計上しております。

この歳出に対し、歳入は、4款1項1目保険給付費等交付金の特別調整交付金分に傷病手当金相当分を追加するものです。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） お諮りします。

議第51号の質疑については、歳入歳出一括して質疑を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括して質疑を行うことに決定しました。

議第51号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第51号 令和2年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の請願審査委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第13、請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願を議題とします。

請願第1号について、総務文教常任委員会委員長より審査の結果の報告を求めます。

6番、毛利登志浩君。

○総務文教常任委員会委員長（毛利登志浩君） 請願審査報告を申し上げます。

件名、請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願でございます。

審査の経過でございますが、令和2年第2回定例会で付託されました本請願について、本日午前中に総務文教常任委員会を開催し慎重に審査いたしました。

審査の結果でございますが、本委員会は、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（菊地勝秀君） 請願第1号の質疑を行います。

ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願について、委員長の報告は採択すべきものです。本請願を委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 意見書提出の発議を申し上げます。よろしくお取り計らいください。

◎日程の追加

○議長（菊地勝秀君） ただいま毛利登志浩君から、発議第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についての議案が提出されました。

お諮りします。

ただいま提出のあった議案1件を追加日程として議題にしたいと思っております。これにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についての件を追加日程として議題とすることに決定しました。

議案書配付のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 2時52分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 追加日程第1、発議第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを議題とします。

書記朗読。

〔書記朗読〕

○議長（菊地勝秀君） 提出者の説明を求めます。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 発議第2号の教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出については、ただいま書記が朗読したとおりでございますので、ご可決くださいますようによろしくお願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

発議第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本意見書は原案のとおり提出することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって令和2年第2回大江町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時57分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員